



目次	
第2回協議会	2 p
第3回協議会	4 p
協定項目	7 p
お知らせ	8 p

第 2 回協議会の様子

第2回、第3回 合併協議会が開催

第二回上北町・東北町合併協議会が五月十九日。第三回が六月四日、いずれも東北町コミュニティセンター「未来館」で開催されました。

第二回協議会では、協議案件四件が議論されて、合併の方式については「新設（対等）合併とする」、合併の期日は「平成十七年三月三十一日とする」で承認されました。

新町の名称と、事務所の位置については各委員で持ち帰り、意見を集約することとし、第三回以降の継続協議となりました。

第三回協議会では、継続協議二件と協議案件八件、計十件が案件として協議されました。

各委員から積極的な意見がだされ、七件が承認、三件が次回以降の継続協議となりました。

第二回協議会

合併の方式は「新設(対等)合併」!
合併の期日は「平成十七年三月三十一日」!

協議された内容は次のとおりです。

協議事項

○協議第三号 合併の方式について(協定項目一)承認

「上北町・東北町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする」と提案され、原案どおり承認されました。

合併の方式には、「新設(対等)合併」と「編入(吸収)合併」の二つの形態があります。

上北町・東北町合併協議会では「新設(対等)合併」として、新たな町を誕生させます。

○協議第四号 合併の期日について(協定項目二)承認

「合併の期日は、平成十七年三月三十一日とする」と提案され、原案どおり承認されました。

合併の期日は、いつまでしなればならないという期限

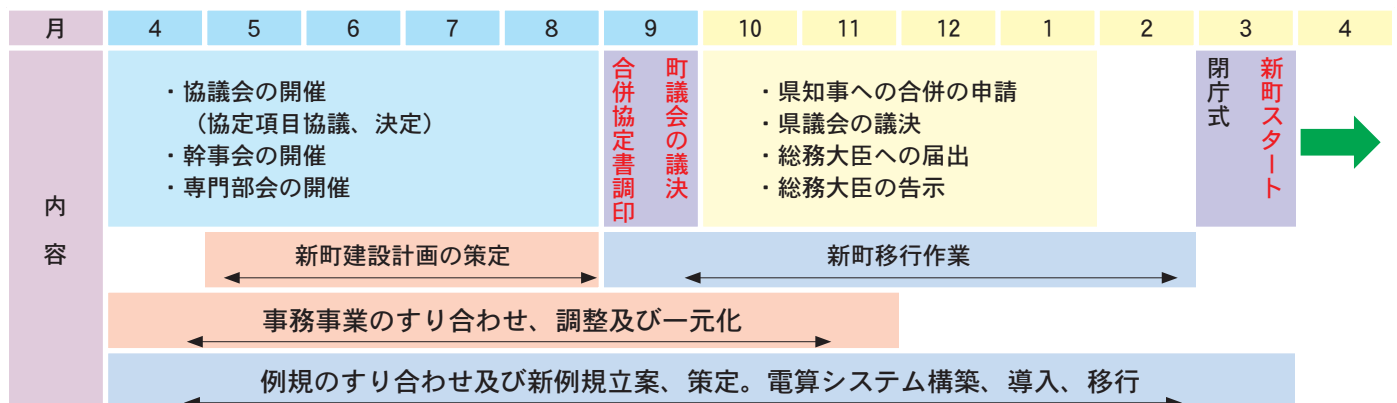
はありませんが、合併特例法適用を受ける期限が十七年三月三十一日までとなっており、この期限までに合併が行われない場合、財政支援措置等の様々な特例が受けられなくなります。

○協議第五号 新町の名称について(協定項目三)継続

「新町の名称については、協議会委員より候補名を提案してもらい、協議会での協議により決定する」と提案されましたが、継続協議としてなりました。

新町の名称は、「新設(対等)合併」の場合は、新たに名称を決める必要があり、今回の協議会では、時間的な余裕がないことから、公募を行わず、委員から候補名を挙げてもらい、絞り込むこととし、次回以降の継続協議となりました。

合併協議会スケジュール 合併期日：平成17年3月31日



「新設(対等)合併」の主な内容

項目	内容
法人格	新たに法人格ができる。
合併町の名称	新たに制定する。
事務所の位置	新たに制定する。
町の長	旧町の長は失職する。
議会の議員	<p>[原則として]</p> 旧町の議会の議員は失職する。 新町の法定数による設置選挙を行う。 <p>[特例として]</p> ①設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。(定数特例) ②合併関係町の議会で合併町議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。(在任特例)
特別職の職員(助役・収入役等)	旧町の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任)
条例・規則	旧町の条例・規則は全て失効する。(新たに制定)

○協議第六号 新町の事務所の位置について

(協定項目四) 継続

「新町の事務所の位置については、次のように調整する。」
(一)新町の事務所の位置は、二町のいずれかの庁舎とする。

(二)住民のサービスの低下等を招かないよう本庁以外の庁舎は、支所とする。」と提案されましたが、継続協議となりました。

上北町・東北町合併協議会では、既存の庁舎(二町のいずれか)を本庁、支所とし、行政サービスを低下させないようについて考えです。

合併後の庁舎の配置方式には大きく分けて

- 本庁方式、
- 分庁方式、
- 総合支所方式

の三つの方式があります。

必ずしもこの方式にとられることなく、地域の実情、町民、職員にとって急激な環境変化をもたらさず、地域にとって違和感のないようにしていくことが大切です。

庁舎の配置方式は、地域に密接に関わりますので、次回以降の継続協議となりました。

2 町の庁舎の現況

区 分		上 北 町	東 北 町
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造3階	木造2階
	エレベーター	有	無
延べ床面積(全体)m ²		3,061.90	1,529.28
事務スペース面積m ² a		720.00	605.70
庁舎内職員数 人 b		75	75
職員一人当たり a/b m ²		10.14	7.30
会議室数/面積m ²		4/321.00	2/89.91
議場面積		238.00	155.52
来客用面積(窓口事務関係のみ)		369.00	58.68
敷地面積m ²		8,852.81	18,423.20
駐車場	公用車専用 台	7	3
	来客用 台	70	150
	職員用 台	70	120
建築年次		S50.3	S38(1,036.81m ²) 増築S46(492.48m ²)

庁舎の配置方式

方 式	メリット・デメリット	イメージ図
本庁方式 合併町の組織を1つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外を支所・出張所とする。	〈メリット〉 事務の効率化が図られ、新町誕生の印象が強い。 〈デメリット〉 新庁舎を建設すると膨大な費用が必要である。	
分庁方式 合併町の従来の庁舎に行政機能を持たせて、組織を振り分けて利用する。	〈メリット〉 既存施設を利用するため、建設費は改装費程度で済む 〈デメリット〉 各庁舎の事務分担を住民に周知することが必要であり、管理上は非効率である。	
総合支所方式 管理部門(総務、企画、財政等)や委員会部門を除き、従来の町の庁舎に行政機能をそのまま残す。	〈メリット〉 住民や職員にとってもっとも現状に近く、サービス提供が容易である。 〈デメリット〉 人件費の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。また、新町の一体感に欠ける面もある。	

第三回協議会

協議案件 七件 承認、三件 継続協議

協議された内容は次のとおりです。

協議事項

は、次回までの継続協議となりました。

○協議第五号 新町の名称について(協定項目三) 継続

「新町の名称については、協議委員会より候補名を提案してもらい、協議会での協議により決定する」と提案されましたが、継続協議としてなりました。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて(協定項目五) 承認

「二町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする」と提案され、原案どおり承認されました。

○協議第六号 新町の事務所(協定項目四) 継続

「新町の事務所の位置については、次のように調整する。
(一) 新町の事務所の位置は、二町のいずれかの庁舎とする」と提案されましたが、継続協議となりました。

○協議第八号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目七) 継続

「一、新町に一つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第七条第一項で合併前の町が所有していた土地、建物、債権及び債務等は、新町の一体性の観点や項の施設を共有して使用できるという住民にとって大きなメリットとなることから、すべて新町に引き継ぐことが通例とされています。」

協議第五号、六号について

「一、新町に一つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第七条第一項で

2町の所有する財産、債務等

区 分		上 北 町	東 北 町	
主 な 財 産	公 用 財 産	土地 m ²	10,033	21,389
		建物 m ² (延べ)	3,802	3,371
	公 共 財 産	土地 m ²	1,618,048	6,768,148
		建物 m ² (延べ)	69,612	69,155
	普 通 財 産	土地 m ²	217,900	649,695
		建物 m ² (延べ)	298	992
	合 計	土地 m ²	1,845,981	7,436,232
		建物 m ² (延べ)	73,712	73,518
	有価証券、出資	千円	46,471	36,935
	車 両	台	50	37
基 金	千円	596,456	1,775,472	
地 方 債	千円	10,226,780	9,822,190	
債務負担行為	千円	98,249	920,330	

公用財産とは・・・町が事務などを行うため、直接使用する財産…庁舎など。

公共用財産とは・・・町民の皆さんに利用する財産…学校、公園など。

普通財産とは・・・使用用途、目的が特に定まっていない財産。

地方債とは・・・地方公共団体が、必要な財源を調達するために負う債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。

債務負担行為とは・・・地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為のことをいい、例えば、年度を超える工事の契約を行った時等に活用されます。



第3回協議会の様子

定めることとされている新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、十四人とする。

二、農業委員会等に関する法律第十条の二第二項の規定を適用し、旧町区域を区域とする選挙区を設け、その選挙区において選挙すべき委員の定数は、各選挙区において七人とする。

三、二町の農業委員会の選挙による委員であった者の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後、平成十七年七月十九日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。」と提案されましたが、継続協議となりました。

新設合併により、農業委員

○協議第十号 一般職の職員
の身分の取扱いについて
(協定項目八) 承認

「一、一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定に基づき、

現在、二町では、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税については、同じ税率です。差異のある税制は下記の表の通りです。

「二町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

一、法人町民税の税率は、東北町の例により標準税率とする。

二、軽自動車税の納期は、上北町の例による。

三、入湯税については、上北町の例による。」と提案され、原案どおり承認されました。

「二町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

一、法人町民税の税率は、東北町の例により標準税率とする。

二、軽自動車税の納期は、上北町の例による。

三、入湯税については、上北町の例による。」と提案され、原案どおり承認されました。

○協議第九号 地方税の取扱いについて
(協定項目八) 承認

全員が原則として失職することになります。しかし、議会議員と同様に合併という特殊な事情を考慮し、特例措置が設けられているので、次回以降の継続協議となりました。

すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

二、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

三、職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一する。

四、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。

現職員については、現給を保証し、合併後に給料の格差の調整を行う。」と提案され、原案どおり承認されました。



発言する築田委員

差異のある税制

税目名	上北町			東北町			調整方法
	税率	均等割	標準税率	税率	均等割	標準税率	
法人町民税	所得割		14.5% (超過課税)	所得割		12.3% (標準課税)	東北町の標準課税とする。
軽自動車税納期	4月1日～同月30日まで			5月1日～同月31日まで			上北町の納期とする。
入浴税	1. 税率 入浴客1人1日 150円 (標準税率) 2. 課税免除 共同浴場又は一般公衆浴場に入浴するもの			制度なし			上北町の例とする



発言する小笠原委員

合併が行われた場合、一般職の職員は法律上、失職することになります。市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）において、「引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置をとらなければならない」と定めてあります。

○協議第十一号 事務組織及び機構の取扱いについて
(協定項目十一) 承認

- 一、新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- 二、新町の事務組織及び機構の整備方針については、次のとおりとする。
- (一) 住民が利用しやすく、住民の声を反映させるこ

- とができる組織・機構
 - (二) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
 - (三) 新町建設計画が円滑に遂行できる組織・機構
 - (四) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構
- と提案され、原案どおり承認されました。
- 新設合併の場合は、合併関係町が消滅するため、その組織・機構も消滅することになります。

新町の事務所の位置とも密接に関係しますが、合併後の円滑な行政、住民サービスの低下につながるようには、あらかじめ協議していかねばなりません。

○協議第十二号 一部事務組合等の取扱いについて
(協定項目十二) 承認

- 一、特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。
- 二、特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考として合併時に調整する。」と提

案され、原案どおり承認されました。

合併により町長、助役、収入役、教育長、各種審議会、委員会などの特別職はその身分を失います。また、特別職の報酬額や委員会等の人数等を調整しなければなりません。

○協議第十三号 特別職の身分の取扱いについて
(協定項目十三) 承認

- 一、一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。
- 二、地方開発事業団については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。
- 三、協議会については、合併の日の前日をもって脱退



発言する中野委員

- し、新町において合併の日に加入する。
- 四、事務の委託については、合併の日の前日をもって委託・受託を廃する。
- 五、その他公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新町において合併の日に新たに事務を委託する。」と提案され、原案どおり承認されました。

一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合、合併前日にその市町村は消滅し、合併時に新たな市町村ができることから、規約等の改正、変更等が必要となります。

合併後も当該一部事務組合又は広域連合に従来どおり加入することになります。

○協議第十四号 条例、規則等の取扱いについて
(協定項目十四) 承認

- 「条例、規則等の制定に当たっては、次の区分により整備する。
- (一) 合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき整備する。
- (二) 二町同一の条例、規則等については、原則として現行のとおりとする。

- (三) 双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本に調整して統一化を図る。
 - (四) 一方の町のみが定めている条例、規則等については、必要性を検討した上で調整する。」と提案され、原案どおり承認されました。
- 二町の条例・規則等は合併と同時に失効となりますので、新町において新たに制定し施行する必要があります。

上北町・東北町合併協議会協定項目一覧

項目区分	整理番号	協 定 項 目	提案月日	確認月日
基本項目	1	合併の方式	第2回 H16.5.19	第2回 H16.5.19
	2	合併の期日	第2回 H16.5.19	第2回 H16.5.19
	3	新町の名称	第2回 H16.5.19 第3回 H16.6.4	継続協議
	4	新町の事務所の位置	第2回 H16.5.19 第3回 H16.6.4	継続協議
	5	財産及び債務の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
合併特例 特例項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い		
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第3回 H16.6.4	継続協議
	8	地方税の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
	9	一般職の職員の身分の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
その他 必要項目	10	地域審議会に関すること		
	11	事務組織及び機構の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
	12	特別職の身分の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
	13	一部事務組合等の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
	14	条例、規則等の取扱い	第3回 H16.6.4	第3回 H16.6.4
	15	使用料、手数料の取扱い		
	16	慣行の取扱い		
	17	公共的団体等の取扱い		
	18	各種団体等への補助金、交付金等の取扱い		
	19	町名、字名の取扱い		
	20	行政区名の取扱い		
	21	国民健康保険事業の取扱い		
	22	介護保険事業の取扱い		
	23	消防団の取扱い		
	24	電算システムの取扱い		
	25	種事務事業の取扱い		
	1)	女性政策事業		
	2)	姉妹都市・国際交流事業		
	3)	情報公聴関係事業		
	4)	納税関係事業		
	5)	消防防災関係事業		
	6)	交通安全関係事業		
	7)	窓口業務		
	8)	保健衛生事業		
	9)	障害者福祉事業		
	10)	高齢者福祉事業		
	11)	児童福祉事業		
	12)	保育事業		
	13)	その他の福祉事業		
	14)	健康づくり事業		
	15)	環境衛生対策事業		
	16)	農林水産関係事業		
17)	商工・観光関係事業			
18)	建設関係事業			
19)	上・下水道事業			
20)	町立学校の通学区域			
21)	学校教育事業			
22)	社会教育事業			
23)	その他の事業			
新町建設 計 画	26	新町建設計画に関すること		

協議会からのお知らせ

1. 今後の協議会の開催予定

第4回 日時：6月22日（火）午後2時から

会場：上北町役場3F大会議室 予定。

※上記日程は変更がありますので、詳しくは事務局または各町の合併担当課にお問い合わせください。
下記ホームページでもご確認できます。

2. 協議会は傍聴できます。

原則としてどなたでも傍聴できますが、開始15分前までに受付をお願いします。

3. 会議録、会議資料は閲覧できます。

合併協議会の会議録（写）及び会議に提出された資料は閲覧できます。

閲覧場所

- ・上北町役場企画課
- ・東北町役場企画課
- ・上北町・東北町合併協議会事務局

閲覧時間

午前8時30分から午後4時30分
（役場閉庁日は除く）

4. 合併協議会のホームページを開設しています。協議会の概要・状況、会議録等の閲覧、みなさんからのご意見をお待ちしています。

ホームページの

メインページ画像

ホームページ

みんなの広場の画像

URL:<http://www.kamikita.net.pref.aomori.jp/~gappei/>
e-mail:gappei@kamikita.net.pref.aomori.jp

編集・発行

上北町・東北町合併協議会事務局

〒039-2492

青森県上北郡上北町中央南四丁目32-484

（上北町役場内）

TEL

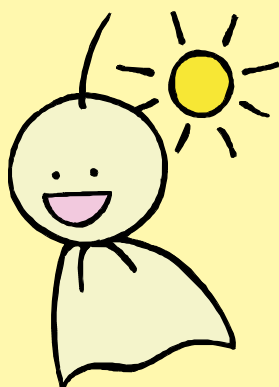
0176-

58-2661

FAX

0176-

58-2662



あしがき

合併協議会が発足して2ヶ月以上たちました。

慌ただしく日々が過ぎていく中、ふと外に目を向ければ、太陽の光を反射させた田んぼの中に、青々とした苗が植えられていました。

これからしっかり見守られ、太陽と大地から栄養を吸収し、そして秋には、黄金色した稲穂で私たちに“恵み”を与えてくれるでしょう。

4月に合併の種が芽を出し、第1回協議会で2町の協議の場にその苗が植えられました。協議会の回数を重ねるごとに成長し、秋には合併の調印で、新しい町への“期待”を与えてくれるでしょう。

みんなでしっかり見守り、そして育てて行きましょう。
ナンバーワンより、オンリーワンの町に！